

## 東京都シルバーパスの発行

### ●9月までの新規購入

都内在住で70歳以上の方を対象に、都営バス、都営地下鉄、都電荒川線、日暮里・舎人ライナーと都内民営バスに乗りできる「東京都シルバーパス(有効期限は令和8年9月30日)」を発行しています。詳しくは、東京バス協会ホームページ(右二次元コード。☞<https://www.silver-pass.tokyo/>)をご覧ください。



**対費**▶①令和8年度の住民税が課税の方(③の方を除く)…6,000円、▶②令和8年度の住民税が非課税の方…1,000円、▶③令和8年度の住民税が課税であるが令和7年の地方税法上の合計所得金額(★)が135万円以下の方…1,000円

★…不動産譲渡所得に係る特別控除額(令和7年分)がある場合、合計所得金額から特別控除額を除いた額

**必要書類**▶住所・氏名・生年月日が確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)

※上記②③に該当する方は、次のうちいずれか一点が必要です。

▶介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄に[1]~[6]のいずれかの記載があるもの)、▶令和8年度住民税課税(非課税)証明書、▶生活保護受給証明書(生活扶助の記載がある令和8年4月1日以降発行のもの)

※令和8年度の書類が発行されるまでは、令和7年度の書類で代用できます。

**申**70歳になる月の1日以降に費用と必要書類を直接、バス営業所・都営地下鉄定期券発売所等のシルバーパス発行窓口へお持ちください。

### ●ICカードに移行します

タッチ乗車や自動精算等、シルバーパスの利便性の向上等のため、10月の一斉更新に合わせ、現行の磁気カードからICカードに移行します。

※シルバーパスの更新、ICカード登録に関する手続き等詳しくは、6月に同協会が発送するお知らせでご案内します。

**問**同協会(シルバーパス専用窓口)☎(5308)6950(土・日曜日、祝日等を除く午前9時~午後5時)

## 5月14日~20日はギャンブル等依存症問題啓発週間

### それ、もしかしてギャンブル等依存症かも?

パチンコ・スロット・競馬等のギャンブルにのめり込んで、家庭や仕事、生活に不都合が生じている場合は、ギャンブル等依存症かもしれません。下記のような行動に当てはまる方や悩みを抱えている方は保健センターへご相談ください。



#### 主な要注意サイン

- ▶ギャンブルをやめたくてもやめられない
- ▶ギャンブル等を中断・中止するとイライラする
- ▶ギャンブル等をやっていることを隠すためにうそをつく
- ▶借金してまでギャンブル等をしてしまう

#### 保健センターで依存症の専門相談を実施しています(予約制)

**対**ギャンブル・アルコール・薬物・ゲーム等へののめり込みでお悩みの方とご家族  
**申**電話で担当保健センター(★)へ。新宿区ホームページ(右二次元コード)からも申し込みます。

**問**保健予防課保健相談係☎(5273)3862

★ご自身の住所地を担当する保健センターの確認はこちら



## 広報新宿5月5日号 お詫びと訂正

12面「新宿うまいものSearch vol.19」のヨーグルトの紹介記事で、試食した方の感想として「長年悩まされてきた花粉症が軽減された。」との記載がありました。

当該表現は、医薬品ではない商品に、特定の疾病の改善を期待させる内容であり、適切ではありませんでした。お詫びして訂正します。なお、電子版は当該表現を削除しています。

# 国民健康保険制度

### マイナ保険証への切り替えをご確認ください

マイナ保険証は、医療機関で医師が過去に処方された薬の情報を共有できる等のメリットがあります。70歳~74歳の方は、一部負担割合の情報もマイナ保険証に登録されます。

### 資格確認書・資格情報のお知らせを7月中旬から順次発送します

マイナ保険証の利用登録がない方には資格確認書を、利用登録がある方には資格情報のお知らせを発送します。

※資格確認書は、従来の国民健康保険証と同様に医療機関等で使用できます。

※70歳~74歳の方の資格確認書には一部負担割合を記載しています。

※資格情報のお知らせでは保険資格の基本情報を確認できます。医療機関等でのマイナ保険証による受け付けがうまくいかなかったときに、マイナンバーカードと併せて提示することで保険診療を受けられます。

※同お知らせの提示のみでは保険診療を受けられません。

※被保険者1人につき1枚交付します。同一世帯内に2名以上の被保険者がいる場合は、資格確認書・資格情報のお知らせごとに世帯主の方へまとめて発送します。資格確認書は特定記録郵便で、資格情報のお知らせは普通郵便で発送します。

### 資格確認書・資格情報のお知らせを自宅で受け取ることが難しい方等は6月12日までにご相談ください

入院や住居建て替え等の特別な事情で受け取りが難しい方は、医療保険年金課へご相談ください。送付先を変更できる場合があります。

※住民登録があっても実際に住んでいない方は手続きできません。

※マイナ保険証をお持ちで、高齢や障害がある等の理由でマイナ保険証での受診等が困難な方も医療保険年金課へご相談ください。

**問**医療保険年金課国保資格係☎(5273)4146



資格確認書



資格情報のお知らせ